

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者が付された累積違反点数
2024年11月14日	小豆島フェリー (株)	香川県高松市	警告	<p>令和6年6月1日、小豆島フェリー株式会社の旅客船「第五おりいぶ丸」は、姫路港飾磨東防波堤赤灯台付近を航行中、操舵機の電気系統の不具合が一時的に発生したことにより、通常の航路から外れ、防波堤に衝突する事故が発生した。</p> <p>同月18日、四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、安全管理規程の遵守義務に違反する事実が確認された。</p> <p>11月14日、船長は、安全管理規程（運航基準第10条）に基づき、法令に定めるとき及び姫路港より飾磨航路灯浮標までの海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮することの指導を行った。</p>	<p>1. 船長は、安全管理規程（運航基準第10条）に基づき、法令に定めるとき及び姫路港より飾磨航路灯浮標までの海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮すること。</p>	5点	5点